



介護認定調査だより (No.9)

いつもご覧いただきありがとうございます。
 今回のテーマは【適切な介助】について取り上げます。

eラーニングより



【介助の方法】

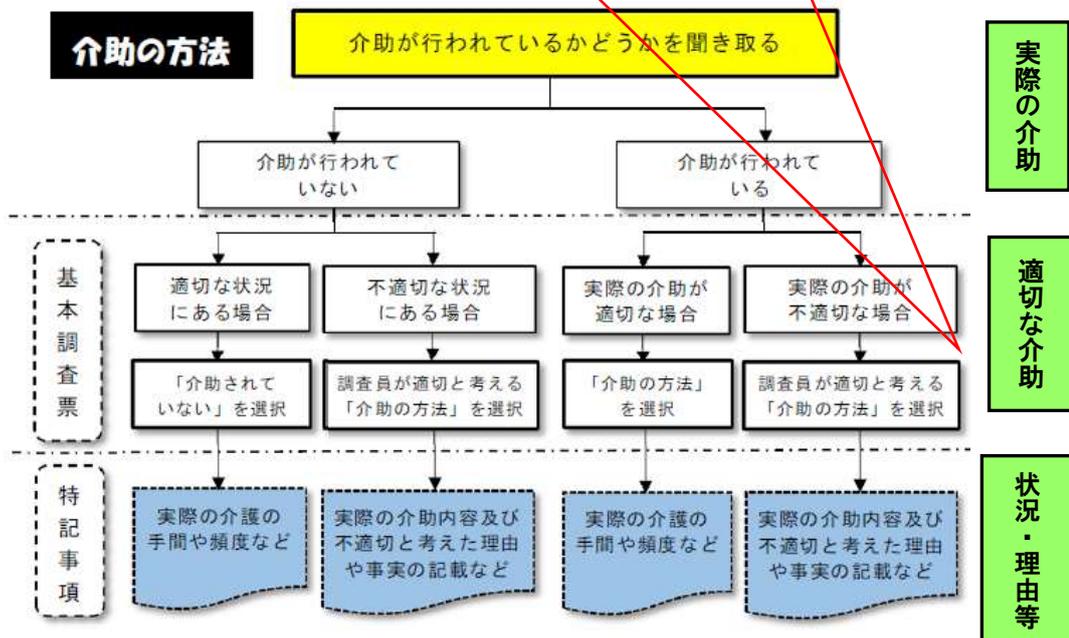
介助の方法で評価する基本調査項目で、介助されていない状態や実際に行われている介助が、対象者にとって「不適切」とであると判断する場合の留意点について、正しいものはどれですか。

- ① 基本調査項目は、実際の介助方法に基づいて選択する。
- ② 基本調査項目は、適切な介助の方法に基づいて選択する。

eラーニング【解説】【「実際の介助の方法」が不適切な場合】

適切かどうかの判断は、単に「できる-できない」といった個々の行為の能力のみで評価せず、生活環境や本人の置かれている状態なども含めて、総合的に判断します。
 「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が、対象者にとって「不適切」とであると認定調査員が判断する場合は、その理由と実際の状況を特記事項に記載した上で、適切な“介助の方法”を選択し、介護認定審査会の判断を仰ぐことができます。 A. ②

調査員が判断に迷った場合又は不適切と判断した場合、調査項目の前に◎をつけて適切な介助の方法を選択し、審査会の判断をおおぎます。



◆特記事項の例◆

◎（２－４）本人の拒否が強く、介助をしようとしても手を払いのけるなどの抵抗がみられる。振戦があるため、うまく口に運ばず、食べこぼしが多いため、不適切な状況にあると判断し、適切な介助の方法を選択する。本来なら「3.一部介助」が行われる状況と判断した。

P.80 認定調査員テキストより

◆特記事項の例◆

◎（２－５）独居。下着への尿失禁がある。本人は自分でトイレにいけると言うが、尿臭が強く、不適切な状況にあると判断し、適切な介助の方法を選択する。身体機能に制限はないことなどから「2.見守り等」を選択する。

P.83 認定調査員テキストより

◆特記事項の例◆

◎（２－１０）自分で脱ぎ着しているが、ヘルパー訪問時には、裏返しのまま着るなど、おかしい様子がみられたことから、不適切な状況にあると判断し、適切な介助の方法を選択する。着脱行為には介助は必要ないが、見守りを行うのが適切と考え「2.見守り等」を選択する。

P.94 認定調査員テキストより

◆調査項目の選択肢の選択及び「特記事項」記載の流れ

○認定調査員が、「実際に行われている介助が不適切」と考える場合には、

- ・独居や日中独居等による介護者不在のために適切な介助が提供されていない場合
- ・介護放棄、介護抵抗のために適切な介助が提供されていない場合
- ・介護者の心身の状態から介助が提供できない場合
- ・介護者による介助が、むしろ本人の自立を阻害しているような場合

など、対象者が不適切な状況に置かれていると認定調査員が判断する様々な状況が想定される。

P. 24 , 25 認定調査員テキストより

評価軸：「介助の方法」の各調査項目には、[適切な介助]について特記事項の記載例が詳しく載っています。
今一度、目を通していただき、調査時の参考にしてくださいね。



この内容は、すべて 認定調査員テキスト 2009 に記載されています。ページを確認いただき、認定調査票の作成にご活用ください！

⇐ 厚生労働省 要介護認定適正化事業ホームページより最新のテキストをダウンロードしていただけます。

http://nintei.net/3_1text.html

